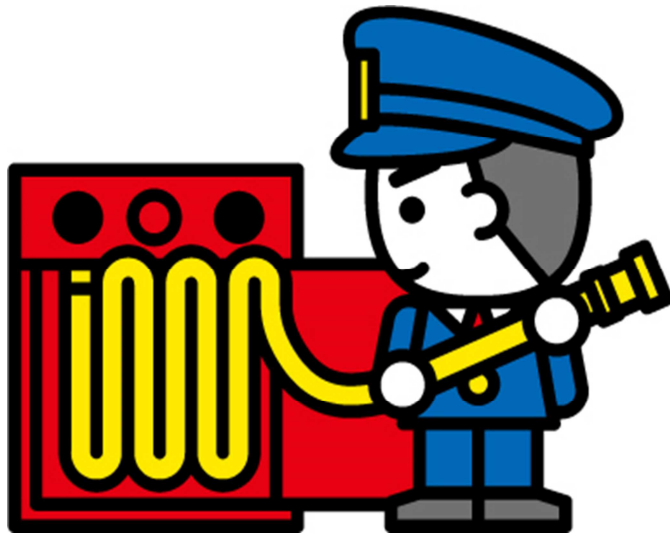


予 防



1. 危険物規制事務

(1) 危険物製造所等の推移

(R7.3.31現在)

製造所等 年度	製造所	貯蔵所							取扱所		合 計
		屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	簡易 タンク	屋外	給油	一般	
令和2年	1	17	12	1	30	14	2	2	23	21	123
令和3年	1	15	12	1	31	14	2	2	23	20	121
令和4年	1	14	12	1	31	13	2	2	24	20	120
令和5年	1	15	12	1	31	13	2	2	23	20	120
令和6年	1	15	12	1	31	13	2	2	23	20	120

(2) 危険物製造所等の倍数別数

(R7.3.31現在)

製造所等	製造所	貯蔵所							取扱所		合 計
		屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	簡易 タンク	屋外	給油	一般	
5倍以下		9	1	1	16	10	2	1	2	10	52
5倍を超え 10倍以下		2	2		9			1		7	21
10倍を超え 50倍以下		3	3		5	3			7	2	23
50倍を超え 100倍以下		1	2		1				1		5
100倍を超え 150倍以下	1								2	1	4
150倍を超え 200倍以下			2								2
200倍を超え 1000倍以下			2						11		13
1000倍を超え 5000倍以下											0
合 計	1	15	12	1	31	13	2	2	23	20	120

(3) 危険物施設の予防査察状況

(R6.4.1～R7.3.31)

区分	製造所等	製造所	貯蔵所						取扱所		合計	
			屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	簡易 タンク	屋外	給油		一般
施 設 数		1	15	12	1	31	13	2	2	23	20	120
査察実施回数			6	9		10	12		1	18	4	60

(4) 危険物製造所等の事務処理状況

(R6.4.1～R7.3.31)

令和3年		製造所	貯蔵所						取扱所			合計	
			屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	簡易 タンク	屋外	給油	一般		販売
許可	設置						1				1		2
	変更	2								3	1		6
完成検査	設置		1				1						2
	変更	2	1							3	1		7
仮使用承認申請		2								2			4
廃 止 届			1				1						2
休止・再開届						2				2	8		12
品名・数量・倍数 変更届		1	1										2
保安監督者選解任届		1	1							3	1		6
資料提出軽微な変更届		6		1	2	11				22	2		44
合 計		14	5	1	2	13	3	0	0	35	14	0	87

2. 消防同意事務

(1) 受付・同意・不同意件数

(R6.4.1～R7.3.31)

区 分	受付件数	同意件数	不同意件数
件 数	100 ※内1件は、令和7年4月以降に同意したもの。	99	0

(2) 工事種別件数

(R6.4.1～R7.3.31)

区 分	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替	用途 変更	その他	合 計
件 数	92	5	2				1		100

3. 予防行政事務

(1) 防火対象物

(R7.3.31現在)

防火対象物		階数	3階以下	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	20階	合計
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場		3		1												4
	ロ 公会堂又は集会場		46	1													47
2	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの																0
	ロ 遊技場又はダンスホール		5														5
	ハ 風俗営業等の店舗、その他これらに類するもの																0
	ニ カラオケボックス、個室店舗等		1														1
3	イ 待合、料理店、その他これらに類するもの		1														1
	ロ 飲食店		27														27
4	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場		102														102
5	イ 旅館、ホテル又は宿泊所		4		1									1			6
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅		626	43	164	10	13	6	3	12	6		3	3	1	1	891
6	イ (1) 特定診療科名及び一般病床を有する病院		1														1
	(2) 特定診療科名及び4名以上の入院施設を有する診療所																0
	(3) (1)を除く病院、(2)を除く診療所、入所施設を有する助産所		9	2	1	1											13
	(4) 入院施設を有さない診療所、入所施設を有さない助産所		26	2													28
	ロ (1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等		39		2												41
	(2) 救護施設																0
	(3) 乳児院																0
	(4) 障がい児入所施設																0
	(5) 避難が困難な者を入所させる障がい者支援施設等		6														6
	ハ (1) 老人デイサービスセンター等		18														18
	(2) 更生施設																0
	(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等		27														27
	(4) 児童発達支援センター等		2														2
	(5) ロ(5)を除く障がい者支援施設等		21														21
	ニ 幼稚園又は特別支援学校		8														8
7	小、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの		83	26	3	2											114
8	図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの		2														2
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの																0
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																0
10	車両の停車所又は船舶若しくは航空機の発着場		1														1
11	神社、寺院、教会、その他これらに類するもの		28	1													29
12	イ 工場又は作業場		172		1												173
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ																0
13	イ 自動車車庫又は駐車場		19	1													20
	ロ 飛行機又は回転翼飛行機の格納庫																0
14	倉庫		116	1													117
15	前各項に該当しない事業場		212	6	1		2										221
16	イ 複合用途防火対象物のうちの一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		121	19	26	11	2	2	3	2	1	2		2			191
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		72	9	4	4		2		1					1		93
17	重要文化財等		10														10
合 計			1,808	111	204	28	17	10	6	15	7	2	3	6	2	1	2,220

■ 特定防火対象物

(2) 消防用設備等設置状況

(R7.3.31現在)

消防用設備等 防火対象物			屋内 消火 栓設 備	屋外 消火 栓設 備	ス ブ リ ン ク ラ ー 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	非 常 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 器	非 常 コ ン セ ン ト 設 備	誘 導 灯	避 難 器 具	排 煙 設 備	連 結 送 水 管	消 防 用 水
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3		1	4	3			4				1
	ロ	公会堂又は集会場	9		1	30	35			40	4	1		
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの												
	ロ	遊技場又はダンスホール	3		1	4	2			5	1	1		
	ハ	風俗営業等の店舗、その他これらに類するもの												
	ニ	カラオケボックス、個室店舗等				1				1				
3	イ	待合、料理店、その他これらに類するもの					1			1				
	ロ	飲食店				8	15			26	2			
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	14	1	2	62	39			107		2		
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1			6	1		1	5	2			1
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	25		1	124	77	3	20	27	132			60
6	イ	(1) 特定診療科名及び一般病床を有する病院			1	1	1			1				
		(2) 特定診療科名及び4名以上の入院施設を有する診療所												
		(3) (1)を除く病院、(2)を除く診療所、入所施設を有する助産所	4		3	13	5			10	5		1	2
		(4) 入院施設を有さない診療所、入所施設を有さない助産所				12	3			19	4			
	ロ	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	1		41	41	6			41	7			
		(2) 救護施設												
		(3) 乳児院												
		(4) 障がい児入所施設												
		(5) 避難が困難な者を入所させる障がい者支援施設等			6	6				6				
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等				9	3			17	1			
		(2) 更生施設												
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等	4			25	5			21	2			
		(4) 児童発達支援センター等					1			3				
		(5) ロ(5)を除く障がい者支援施設等	1			9	4			22	2			
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	1			6	1			5	1			
7		小、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの	60	2		93	66			5	26		2	1
8		図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの	1			2	1							
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの												
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場												
10		車両の停車所又は船舶若しくは航空機の発着場				1								
11		神社、寺院、教会、その他のこれらに類するもの	3			6	15				1			
12	イ	工場又は作業場	18	10		64	3	1		10	2		6	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ												
13	イ	自動車車庫又は駐車場				9				1				1
	ロ	飛行機又は回転翼飛行機の格納庫												
14		倉庫	32	12	1	59				9			3	
15		前各項に該当しない事業場	25	4		61	47			45	10		2	2
16	イ	複合用途防火対象物のうちの一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	11		5	103	45			121	67	2	1	5
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	5	1	2	26	15	1		10	26		1	4
17		重要文化財等				8								
合 計			221	30	65	793	394	5	21	562	295	6	16	77

 特定防火対象物

(3) 防火管理者選任等状況

(R7.3.31現在)

防火対象物		対象区分	防火管理者を選任すべき対象物数	防火管理者選任届出済対象物		消防計画届出済対象物	
				届出数	比率	届出数	比率
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場			0.0%		0.0%
	ロ	公会堂又は集会場	43	43	100.0%	43	100.0%
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの			0.0%		0.0%
	ロ	遊技場又はダンスホール	3	3	100.0%	3	100.0%
	ハ	風俗営業等の店舗、その他これらに類するもの			0.0%		0.0%
	ニ	カラオケボックス、個室店舗等	1	1	100.0%	1	100.0%
3	イ	待合、料理店、その他これらに類するもの	1	1	100.0%	1	100.0%
	ロ	飲食店	28	26	92.9%	26	92.9%
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	85	75	88.2%	72	84.7%
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	4	4	100.0%	4	100.0%
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	103	94	91.3%	92	89.3%
6	イ	(1) 特定診療科名及び一般病床を有する病院	1	1	100.0%	1	100.0%
		(2) 特定診療科名及び4名以上の入院施設を有する診療所			0.0%		0.0%
		(3) (1)を除く病院、(2)を除く診療所、入所施設を有する助産所	8	8	100.0%	8	100.0%
		(4) 入院施設を有さない診療所、入所施設を有さない助産所	5	5	100.0%	5	100.0%
	ロ	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	35	35	100.0%	35	100.0%
		(2) 救護施設			0.0%		0.0%
		(3) 乳児院			0.0%		0.0%
		(4) 障がい児入所施設			0.0%		0.0%
		(5) 避難が困難な者を入所させる障がい者支援施設等	3	3	100.0%	3	100.0%
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	10	9	90.0%	9	90.0%
		(2) 更生施設			0.0%		0.0%
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等	23	23	100.0%	23	100.0%
		(4) 児童発達支援センター等			0.0%		0.0%
		(5) ロ(5)を除く障がい者支援施設等	9	7	77.8%	7	77.8%
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	6	5	83.3%	5	83.3%
7		小、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの	36	35	97.2%	35	97.2%
8		図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの	2	2	100.0%	2	100.0%
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの			0.0%		0.0%
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			0.0%		0.0%
10		車両の停車所又は船舶若しくは航空機の発着場			0.0%		0.0%
11		神社、寺院、教会、その他のこれらに類するもの	21	7	33.3%	6	28.6%
12	イ	工場又は作業場	8	8	100.0%	8	100.0%
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ			0.0%		0.0%
13	イ	自動車車庫又は駐車場			0.0%		0.0%
	ロ	飛行機又は回転翼飛行機の格納庫			0.0%		0.0%
14		倉庫	4	3	75.0%	2	50.0%
15		前各項に該当しない事業場	38	36	94.7%	36	94.7%
16	イ	複合用途防火対象物のうちの一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	158	85	53.8%	42	26.6%
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	38	27	71.1%	21	55.3%
17		重要文化財等			0.0%		0.0%
合 計			673	546	81.1%	490	72.8%

 特定防火対象物

(4) 消防用設備等の点検結果報告状況

特定防火対象物(R6.4.1～R7.3.31) 非特定防火対象物(R4.4.1～R7.3.31)

防火対象物			対象区分	点検を要する対象物			報告済対象物			報告率 (B)／(A)
				(A) 総 数	1,000㎡ 未 満	1,000㎡ 以 上	(B) 総 数	1,000㎡ 未 満	1,000㎡ 以 上	
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	4		4	4		4	100.0%	
	ロ	公会堂又は集会場	47	36	11	43	33	10	91.5%	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの	0			0			0.0%	
	ロ	遊技場又はダンスホール	6	3	3	4	2	2	66.7%	
	ハ	風俗営業等の店舗、その他これらに類するもの	0			0			0.0%	
	ニ	カラオケボックス、個室店舗等	1		1	1		1	100.0%	
3	イ	待合、料理店、その他これらに類するもの	1	1		1	1		100.0%	
	ロ	飲食店	124	124		21	21		16.9%	
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	102	72	30	85	55	30	83.3%	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	6	4	2	4	2	2	66.7%	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	749	628	121	374	275	99	49.9%	
6	イ	(1) 特定診療科名及び一般病床を有する病院	1		1	1		1	100.0%	
		(2) 特定診療科名及び4名以上の入院施設を有する診療所	0			0			0.0%	
		(3) (1)を除く病院、(2)を除く診療所、入所施設を有する助産所	13	3	10	13	3	10	100.0%	
		(4) 入院施設を有さない診療所、入所施設を有さない助産所	28	25	3	19	16	3	67.9%	
	ロ	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	41	23	18	31	16	15	75.6%	
		(2) 救護施設	0			0			0.0%	
		(3) 乳児院	0			0			0.0%	
		(4) 障がい児入所施設	0			0			0.0%	
		(5) 避難が困難な者を入所させる障がい者支援施設等	6	5	1	3	2	1	50.0%	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	18	14	4	14	10	4	77.8%	
		(2) 更生施設	0			0			0.0%	
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等	27	19	8	22	16	6	81.5%	
		(4) 児童発達支援センター等	3	3		0			0.0%	
		ロ(5)を除く障がい者支援施設等	23	22	1	16	15	1	69.6%	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	8	8		7	7		87.5%	
7		小、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの	114	44	70	102	38	64	89.5%	
8		図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの	2		2	2		2	100.0%	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	0			0			0.0%	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	0			0			0.0%	
10		車両の停車所又は船舶若しくは航空機の発着場	1		1	1		1	100.0%	
11		神社、寺院、教会、その他のこれらに類するもの	29	24	5	17	12	5	58.6%	
12	イ	工場又は作業場	173	133	40	113	83	30	65.3%	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0			0			0.0%	
13	イ	自動車車庫又は駐車場	27	20	7	17	11	6	63.0%	
	ロ	飛行機又は回転翼飛行機の格納庫	0			0			0.0%	
14		倉庫	118	79	39	70	44	26	59.3%	
15		前各項に該当しない事業場	222	173	49	76	55	21	34.2%	
16	イ	複合用途防火対象物のうちの一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	252	210	42	108	73	35	42.9%	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	87	71	16	45	31	14	51.7%	
17		重要文化財等	10	10		9	9		90.0%	
合 計			2,243	1,754	489	1,223	830	393	54.5%	

 特定防火対象物

(5) 防火対象物の予防査察状況

(R6.4.1 ～ R7.3.31)

防火対象物		対象区分	対象物数(棟数)	査察実施回数
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	4	
	ロ	公会堂又は集会場	47	32
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの		
	ロ	遊技場又はダンスホール	5	4
	ハ	風俗営業等の店舗、その他これらに類するもの		
	ニ	カラオケボックス、個室店舗等	1	1
3	イ	待合、料理店、その他これらに類するもの	1	
	ロ	飲食店	27	11
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	102	58
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	6	2
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	891	170
6	イ	(1) 特定診療科名及び一般病床を有する病院	1	1
		(2) 特定診療科名及び4名以上の入院施設を有する診療所		
		(3) (1)を除く病院、(2)を除く診療所、入所施設を有する助産所	13	12
		(4) 入院施設を有さない診療所、入所施設を有さない助産所	28	19
	ロ	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	41	37
		(2) 救護施設		
		(3) 乳児院		
		(4) 障がい児入所施設		
		(5) 避難が困難な者を入所させる障がい者支援施設等	6	6
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	18	14
		(2) 更生施設		
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等	27	19
		(4) 児童発達支援センター等	2	1
		(5) ロ(5)を除く障がい者支援施設等	21	15
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	8	6
7		小、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの	114	46
8		図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの	2	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10		車両の停車所又は船舶若しくは航空機の発着場	1	
11		神社、寺院、教会、その他のこれらに類するもの	29	14
12	イ	工場又は作業場	173	52
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13	イ	自動車庫又は駐車場	20	9
	ロ	飛行機又は回転翼飛行機の格納庫		
14		倉庫	117	30
15		前各項に該当しない事業場	221	30
16	イ	複合用途防火対象物のうちの一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	191	129
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	93	28
17		重要文化財等	10	6
合 計			2,220	752

 特定防火対象物

4. 消防関係法令に基づく届出

(R6.4.1 ～ R7.3.31)

届 出 種 別	受 理	検 査
防火・防災管理者選任(解任)届	189	
消防計画作成(変更)届	288	
統括防火管理者選任(解任)届	9	
全体についての消防計画作成(変更)届	10	
自衛消防組織設置(変更)届	4	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱い届	9	
禁止行為の解除承認申請届	6	10
火災予防上必要な業務に関する計画提出書	1	1
防火対象物使用開始届	99	93
炉設置届	2	2
厨房設備設置届		1
ボイラー給湯湯沸設備設置届	4	4
乾燥設備設置届	2	1
サウナ設備設置届		
火花を生じる設備設置届		
変電設備設置届	15	14
発電設備設置届	3	4
蓄電池設備設置届	2	2
急速充電設備設置届	1	1
ネオン管灯設備設置届		
水素ガスを充填する気球届		
火を使用する設備等廃止届	21	
火災とまぎらわしい行為届	76	
煙火打上げ・仕掛け届	15	
催物開催届	3	
水道断減水届	1	
道路工事届	170	
露店等の開設届	77	62
指定洞道届		
少量危険物貯蔵・取扱届	7	6
指定可燃物貯蔵・取扱届	2	2
少量危険物廃止届	9	
指定可燃物廃止届	2	